

議案第 31 号

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

橋本市消防団員等公務災害補償条例(平成 18 年橋本市条例第 224 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 (他の法律による給付との調整) 第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第 19 条の 2 を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。	附 則 (他の法律による給付との調整) 第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第 19 条の 2 を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。

1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。)	0.73
2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限り。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金)
傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。)	0.73

		にあつては、0.81)			
3 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金	0.73
4 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限り。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81)	遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第28条第1項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。)	0.80
5 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法によ	0.80			

	る遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。))附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)		
6 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金		0.87
2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。))には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。))による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄	2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。))には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。))による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる	2 年金たる損害補償を受ける者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。))には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。))による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる	

に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。			率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。														
<table><tr><td>1 傷病補償年1 障害厚生年金等</td><td>0.86</td></tr><tr><td>金(第 18 条</td><td></td></tr><tr><td>の 2 に規定す2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となったる公務上の災障害について平成 24 年一元化法附則第 37 条害に係るもの第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成 13 年法律第 101 号)附則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下この表及び第 5 項の表において「平</td><td>0.88</td></tr></table>			1 傷病補償年1 障害厚生年金等	0.86	金(第 18 条		の 2 に規定す2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となったる公務上の災障害について平成 24 年一元化法附則第 37 条害に係るもの第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成 13 年法律第 101 号)附則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下この表及び第 5 項の表において「平	0.88	<table><tr><td>傷病補償年金</td><td>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金</td><td>0.86</td></tr><tr><td></td><td>国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成 13 年法律第 101 号)附則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する旧農林共済法(以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。)の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)</td><td>0.88</td></tr></table>			傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86		国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成 13 年法律第 101 号)附則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する旧農林共済法(以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。)の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
1 傷病補償年1 障害厚生年金等	0.86																
金(第 18 条																	
の 2 に規定す2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となったる公務上の災障害について平成 24 年一元化法附則第 37 条害に係るもの第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成 13 年法律第 101 号)附則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下この表及び第 5 項の表において「平	0.88																
傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86															
	国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成 13 年法律第 101 号)附則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する旧農林共済法(以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。)の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88															

	成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)				
2 傷病補償年金(第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.91 (第 1 級又は第 2 級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90)			
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92 (第 1 級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)			
3 障害補償年金(第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.83	障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88		国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

4 障害補償年1 障害厚生年金等 金(第 18 条 の 2 に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。)	0.89 (第 1 級又は 第 2 級の障 害等級に該 当する障害 に係る障害 補償年金に あつては、 0.88)			
2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた 障害について平成 24 年一元化法改正前国共済 法等による障害共済年金が支給される場合を除 く。)	0.92 (第 1 級の障 害等級に該 当する障害 に係る障害 補償年金に あつては、 0.91)			
5 遺族補償年1 遺族厚生年金等 金等(第 18 条の 2 に規定 する公務上の 災害に係るも のを除く。)	0.84	遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84
	0.88		国民年金法の規定による遺族基礎年金(当該損 害補償の事由となつた死亡により国家公務員共 済組合法等の規定による遺族共済年金が支給さ れる場合を除く。)又は国民年金法の規定によ る寡婦年金	0.88

	(以下この表において「平成 24 年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金		
6 遺族補償年	1 遺族厚生年金等	0.89	
金(第 18 条	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡について平成 24 年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金に限る。)	0.92	
3	年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第 19 条の 2 を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該法律による年金たる給付の数が 2 である場合にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から 1 を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる		3 年金たる損害補償を受ける者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第 19 条の 2 を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該年金たる給付の 2 が支給される場合にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から 1 を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該

当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合には、その合計額)を控除した残額を下回る場合においては、当該残額を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。		年金たる給付の2が支給される場合にあっては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。	
1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。)	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。)	0.89
2 傷病補償年金(第18条の2に規定する)	1 旧船員保険法による障害年金	(第1級の傷病等級に該当する障害に係る)	0.83

公務上の災害に係るものに限る。)	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82)	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82)			
3 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.92)	0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.92)	障害補償年金 旧船員保険法の規定による障害年金 旧厚生年金保険法の規定による障害年金 旧国民年金法の規定による障害年金		0.74 0.74 0.89
4 障害補償年金(第18条の2に規定する	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る)				

公務上の災害に係るものに限る。)		る障害補償年金にあっては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.82)	
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.82)	
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.92)	

5 遺族補償年 金(第 18 条の 2 に規定する 公務上の災害 に係るものを 除く。)	1 国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 80	遺族補償年金	国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0. 80		
	2 国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 80				国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0. 80
	3 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0. 90				国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0. 90
6 遺族補償年 金(第 18 条の 2 に規定する 公務上の災害 に係るものに 限る。)	1 国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 87					
	2 国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 87				4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。	
	3 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0. 93					
4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。							

(1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金 (2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金	(1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金 (2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金						
5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第1項又は第2項に規定する場合に、それぞれ第1項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。	5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。 <table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等及び障害基礎年金</td><td>0.73</td></tr> <tr> <td>障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td><td>0.86</td></tr> <tr> <td>障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)</td><td>0.88</td></tr> </table>	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86	障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73						
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86						
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88						
6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲	6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲						

げる率を乗じて得た額(その額が当該条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。	掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。
旧船員保険法による障害年金	旧船員保険法の規定による障害年金
旧厚生年金保険法による障害年金	旧厚生年金保険法の規定による障害年金
旧国民年金法による障害年金	旧国民年金法の規定による障害年金
7 略	7 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
- この条例による改正後の橋本市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)附則第5条の規定は、この条例の適用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 改正前の橋本市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)附則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。